

より対処することが必要であり、後期5か年計画においても、特別支援学校教諭免許状の保有率向上をすべての都道府県において中期計画等に位置付けることを目標として盛り込んでいる。

(3) 特別支援教育の関係機関等

ア 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、我が国における特別支援教育のナショナルセンターとして、自閉症を併せ持つ知的障害のある子どもの教育を行っている筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携を図りながら、特別支援教育に関する政策的な課題や教育現場の喫緊の課題について、実際的な研究を総合的に行うとともに、各都道府県等において指導的立場に立つ教員等を対象に、「特別支援教育専門研修」や「特別支援教育コーディネーター指導者研究協議会」、「発達障害教育指導者研究協議会」等の研修事業を実施している。さらに、同研究所の「発達障害教育情報センター」において、教育関係者等に対し、インターネットを通じて、発達障害に関する各種教育情報の提供や教員研修用講座の配信を行っている。(参照：<http://icedd.nise.go.jp> (※発達障害教育情報センターホームページへリンク))。

イ 特別支援教育センター

都道府県の特別支援教育センターにおいて、当該都道府県における特別支援教育関係職員の研修、障害のある子どもに係る教育相談、特別支援教育に係る研究・調査等が行われている。

4. 社会的及び職業的自立の促進

(1) 特別支援学校と関係機関等の連携・協力による就労支援

障害のある人が、生涯にわたって自立し社会参加していくためには、企業等への就労を支援し、職業的な自立を果たすことが重要である。しかしながら、近年、特別支援学校高等部卒業者の進路を見ると、福祉施設等入所者の割合が約6割に達する一方で、就職者の割合は約2割にとどまっているなど、職業自立を図る上で厳しい状況が続いている。この背景としては、特別支援学校高等部の整備が進んできたことや、障害の重度・重複化に伴う訪問教育対象者の増加などによる高等部在籍者数の増加の割合に比して、就職者数はほぼ横ばいであるという状況があることなどが考えられる。

障害者の就労を促進するためには、福祉から雇用に向けた施策を進めると同時に、学校から雇用に向けた施策を進めるなど、教育、福祉、医療、労働などの関係機関が一体となった施策を講じる必要がある。

このため、文部科学省では、平成22年6月に、各都道府県教育委員会等に対し、特別支援学校就労支援セミナー等労働関係機関等における種々の施策の積極的な活用を促すなど、厚生労働省と連携した取組を進めている。

また、特別支援学校と関係機関との連携による職業教育の改善に関する研究に取り組んでいる。

(2) 高等教育等への就学の支援

障害のある人がその能力・適性等に応じて高等教育へ進むための機会を拡充するためには、受験機会の確保、必要な施設・設備の整備等につき一層の充実を図ることが必要であ

る。このため、従来から各国公私立大学等に対し、大学入学者選抜実施要項や各種会議を通じて、障害のある入学志願者に対しては、大学入学者選抜の際には、事前の相談体制の充実とともに、障害の種類・程度に応じ、点字による出題、試験時間、試験場の整備等特別な措置をとることなどの配慮を求めている。

なお、それらの趣旨を踏まえ、大学入試センター試験や各大学の個別試験においては、点字・拡大文字による出題、筆跡を触って確認できるレーズライターによる解答、チェック解答、試験時間の延長、代筆解答などの特別な措置を講じている。

学校施設については、障害のある人の円滑な利用に配慮するため、従来よりスロープ、エレベーター、手すり、障害者用トイレ等の整備を進めるとともに、障害のある学生が快適な学生生活を送れるよう学習支援体制の充実・強化を図るため、各大学等において教育上の特別な配慮が行われている。

聴覚障害のある人及び視覚障害のある人のための高等教育機関である国立大学法人筑波技術大学は、①障害に適応した実践的な職業人、率先して社会に貢献できる人材の育成、②障害教育カリキュラム及び障害補償システムの開発研究等を行っている。

テレビ・ラジオ放送等のメディアを効果的に活用して、遠隔教育を行っている放送大学では、昭和60年に開学して以来、自宅で授業を受けることができ、障害のある人を含め広く大学教育を受ける機会を国民に提供している。また、平成14年4月には大学院文化科学研究科を開設しており、23年度第2学期現在、教養学部及び大学院を併せて約8万6,000人の学生が学んでいる。

なお、障害のある学生に対しては、放送授業の字幕放送化の推進や単位認定試験における点字出題や音声出題、試験時間の延長等を

行っている。

(3) 地域における学習機会の提供

障害のある子どもの学校外活動や学校教育終了後における活動等を支援するためには、地域における学習機会の確保・充実を図るとともに、障害のある人が地域の人々と共に、地域における学習活動に参加しやすいように配慮を行う必要がある。

公民館や図書館、博物館といった社会教育施設については、それぞれの施設に関する望ましい基準を定め、障害の有無にかかわらず、すべての人々にとって利用しやすい施設となるよう促している。

また、平成19年度より、文部科学省と厚生労働省が連携し、地域社会の中で、放課後等に子どもたちの安全・安心な居場所をつくるため、全国の小学校区での実施を目指し推進を図っている総合的な放課後対策「放課後子どもプラン」を実施している。

独立行政法人国立青少年教育振興機構では、体験活動が青少年の健全育成にとって重要な役割を果たしていることを踏まえ、障害の有無にかかわらず、より多くの青少年に体験活動の機会と場を提供できるよう、体験活動事業の実施や指導者養成、施設・設備の整備に取り組んでいる。

(4) 家庭への支援等

教育の機会均等の趣旨及び特別支援学校等への就学の特殊事情にかんがみ、保護者の経済的負担を軽減し、その就学を奨励するため、就学のため必要な諸経費のうち、教科用図書購入費、交通費、寄宿舎居住に伴う経費、修学旅行費等について、保護者の経済的負担能力に応じて、その全部又は一部を助成する特別支援教育就学奨励費が保護者に支給されている。

大学等における障害のある学生の修学支援について

日本学生支援機構（以下「JASSO」という）は、学生支援を総合的に展開する独立行政法人として平成16年4月に設置された法人で、「障害により修学に特別の支援を必要とする学生等に対する支援」に関する事業も担っています。

JASSOでは、障害のある学生の修学支援に関して、全国の大学、短期大学及び高等専門学校（以下、「大学等」という）を対象とする実態調査を平成17年度から継続的に実施しています。23年5月1日現在の大学等に在籍する障害のある学生は、10,236人（大学院生、専攻科生含む。）であり、学生総数3,235,575人のおよそ0.32%に当たります（回答校数：1,206校 回収率：100%）。

障害種別には、「視覚障害」が681人（障害学生総数の6.7%）、「聴覚・言語障害」が1,556人（同15.2%）、「肢体不自由」が2,491人（同24.3%）、「病弱・虚弱」が2,047人（同20.0%）、「発達障害（診断書有）」が1,453人（同14.2%）などとなっています（※1、図1）。また、障害のある学生が在籍している学校数は807校で、これは学校総数の66.9%に当たります（図2）。

平成19年度調査から実施している、障害学生の進路状況については、平成22年度最高年次障害学生数1,903人のうち、卒業した障害学生数は1,439人であり、更にこのうち進学・就職等（※2）をした数は935人となっています（図3）。

また、平成20年度調査から、新たに、診断書は有していないものの、発達障害があることが推察されることにより、実際に教育上の支援を行っている学生数及び具体的な支援内容について調査しており、平成23年度についても同様に調べたところ、診断書は有していないものの、発達障害があることが推察されることにより、実際に教育上の支援を行っている学生数は、2,310人でした。具体的な支援内容としては、授業支援では「実技・実習配慮」「休憩室の確保」「注意事項等文書伝達」など、授業以外の支援では「保護者との連携」「学習指導（履修方法、学習方法等）」などでした。調査結果の詳細については、JASSOホームページをご覧ください。

JASSOでは、実態調査等から明らかとなった実態を踏まえ、大学等における障害のある学生に対する支援環境の整備・充実を図る取組を進めていくため、平成18年10月に「障害学生修学支援ネットワーク事業」を立ち上げました。本事業では、積極的に取組を進めている大学を「拠点校」とし、全国の大学等の障害学生修学支援担当者からの相談に応じる等の事業を行なっています。現在、札幌学院大学、宮城教育大学、筑波大学、富山大学、日本福祉大学、同志社大学、関西学院大学、広島大学、福岡教育大学の9大学が拠点校となっています。また、障害者施策の専門的な研究機関を「協力機関」としており、国立特別支援教育総合研究所、筑波技術大学、国立障害者リハビリテーションセンターの3機関がこの事業をサポートしています。

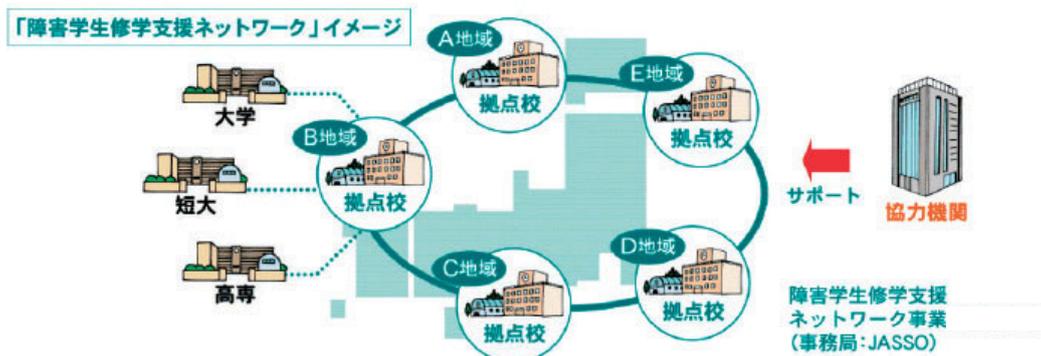
また、すでに障害学生支援に取り組んでいる教職員を対象とし、個別事例について各大学等の担当者が情報交換と検討を行い、課題の解決につなげていくことを目的に「障害学生修学支援事例研究会」を、開催しています。この他、障害のある学生を初めて受け入れる学校においてもわかりやすいよう、高等教育における障害学生支援の基本的な考え方や、どのような支援を行えばよいかを障害種別、場面別にまとめた『教職員のための障害学生修学支援ガイド（平成23年度改訂版）』を作成しています。今回の改訂では、災害時の支援として、日頃から確認しておく事項等を障害種別ごとに記載しています。また、教職員を対象とした研修において、その研修の目的、内容、時間等に合わせてオリジナルプログラムが組め、教職員を対象とした研修に使えるようなプログラムである『障害学生支援についての教職員研修プログラム（DVD&PowerPoint）』を作成し、全高等教育機関に配布するとともに、ホームページにも掲載し、積極的に障害学生の支援情報を提供しています。こうした取組を通じて、高等教育機関における障害のある学生の修学支援の充実につなげていきたいと考えています。

JASSO 障害学生修学支援 URL

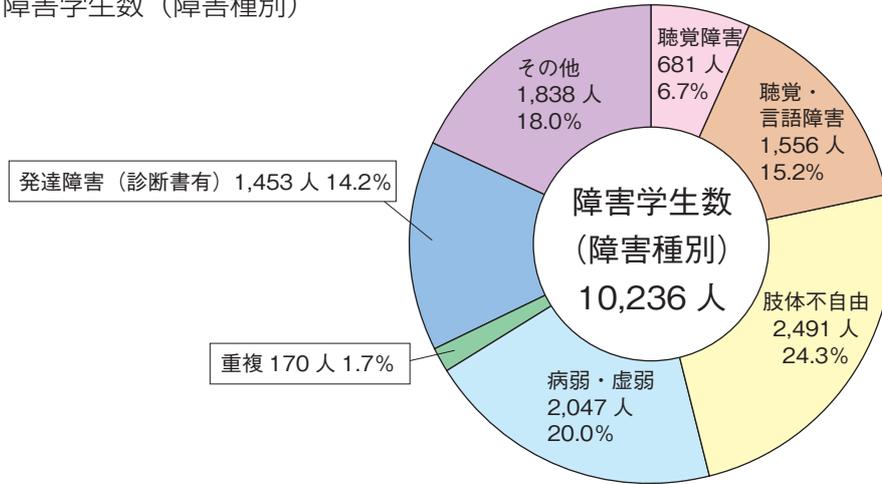
http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/index.html

※1 「病弱・虚弱」及び「発達障害」については、医師の診断書がある者を条件に調査

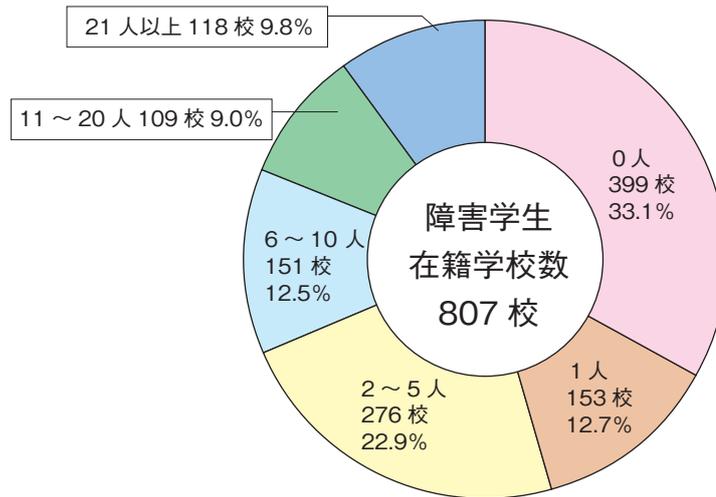
※2 大学院、大学学部、短期大学本科、専攻科、別科、臨床研修医、専修学校・教育訓練校等へ進んだ者及び就職者



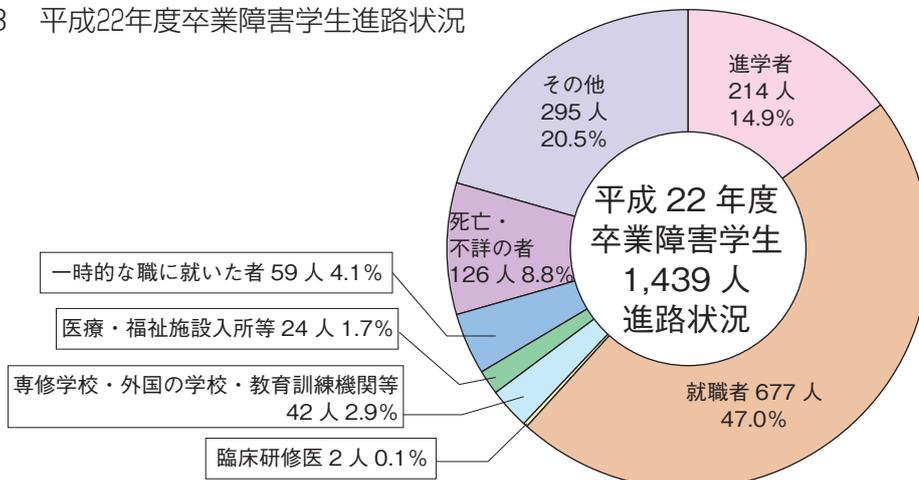
■ 図1 障害学生数（障害種別）



■ 図2 障害学生在籍学校数



■ 図3 平成22年度卒業障害学生進路状況



（注）係数は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。